



労働災害の防止に向けて マネジメントシステムの導入を！

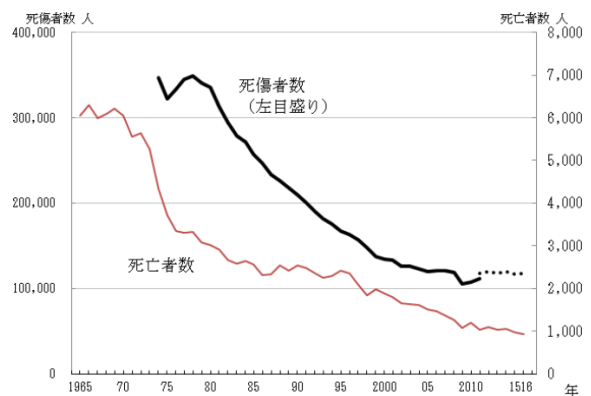
1月30日、東京で中央労働災害防止協会（中災防）主催の「はじめてマネジメントシステムを構築するための導入研修」が行われました。研修では、労働災害の現状からみたマネジメントシステムの意義、体制の整備、演習を交えての方針・目標・計画の作成、自職場の評価・改善策、実践記録を残す重要性等について説明がありました。感想や自分の考えを加えながら概要報告を行うこととしますが、この研修報告が、労働災害防止に向け、労働安全衛生マネジメントシステムに関する理解を深め、その重要性や必要性について認識・確認するなど、導入や構築、整備・改善への一考・一助となればと考えます。

1960年代の日本の労働災害による死亡者数は6000人台で推移し、1972年の労働安全衛生法の制定を機に急激に減少はしたものの、その後の20年程は3000～2000人と高止まりしていました。その後、徐々に減少し、2015年に初めて1000人を下回り、2016年は928人と過去最少となりましたが、依然として1000人近くもの労働者が亡くなっています。一人ひとりには、かけがいのない人生があり、残された遺族の方々には今なお深い悲しみの中にいるという現実があることから、決して死亡事故を出さないようにしなければなりません。休業4日以上労働災害につき、重篤度が高くて休職や退職が余儀なくされ生活が困難となるケースも多くあり、労働災害ゼロに向けての取り組み強化が必要です。

労働安全衛生マネジメントシステムとは、「PDCAサイクル」、すなわち「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Act）」という一連の過程を定めて、①継続的な安全衛生管理を自主的に進めることにより、②労働災害の防止と労働者の健康増進、さらに進んで快適な職場環境を形成し、③事業場の安全衛生水準の向上を図るといふ安全衛生管理の仕組みです。安全衛生マネジメントシステムは、Occupational Safety & Health Management System の頭文字をとって「OSHMS」と表記しています。OSHMSを端的に言うならば、労働災害防止のための安全衛生管理の仕組みです。この仕組みを構築することによって、労働者が行動する際に、常に危険回避の意識を持つことを習慣化させ、安全な行動を取ることが出来るようにして、事故防止につながるという考え方です。

OSHMSの種類として、ILO（国際労働機関）が作成したガイドラインが国際基準、これに準拠して厚労省「労働安全衛生マネジメントシステム指針」があります。ま

図1 労働災害による死傷者数、死亡者数



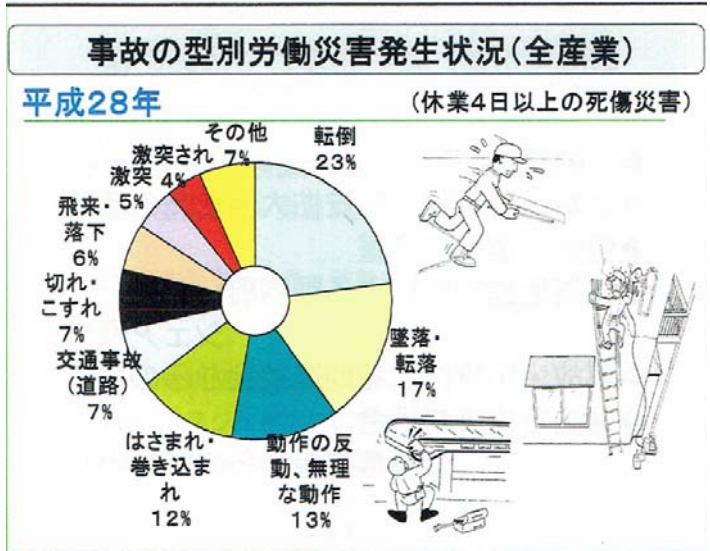
資料出所 厚生労働省「労働災害発生状況」

た、厚労省指針をベースにした中災防「JISHA方式適格OSHMS認定事業」など日本国内にもいくつかの標準があり、今春にはOSHMSが国際規格（ISO45001）となる状況にあります。これらがOSHMSの全体的な構図ですが、当然ながらいずれの標準もILOガイドラインとの整合性が図られています。

やや脱線しましたが、OSHMSについては体制化・文書化・体系化などされていないかも知れませんが、どの事業場や職場においても、実態的には少なからず行われているのではないかと、との説明でした。

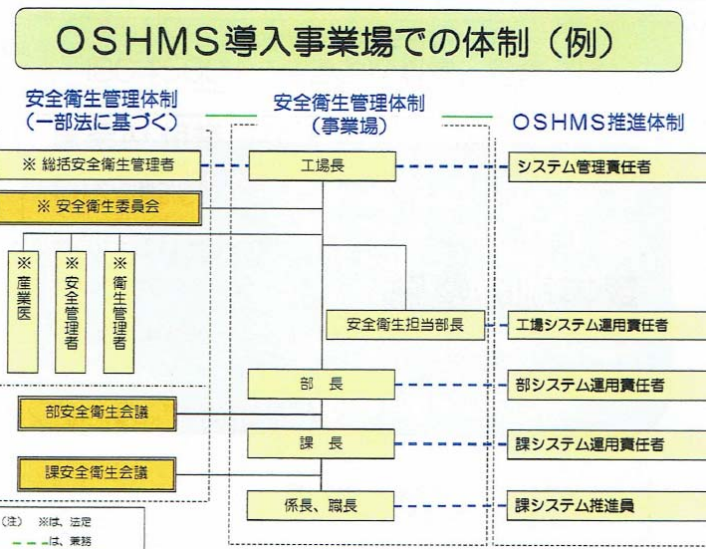
OSHMSを構築するには、大きく2段階になると考えます。1段階は準備段階として、①体制の整備・確立、②職場の現状の把握、③導入計画の作成、第2段階は仕組みの構築として、④安全衛生方針・目標・計画の作成、⑤文書の整理・記録、となります。しかし、産業や事業の種類、職種や職務内容等の相違によって発生する事故も違うので、それぞれの事業場でどのような事故が多発しているのか、職場の実態や事故の型別を把握・分析し、それに対する対策を講じることが必要となってきます。

OSHMSというと、具体的なイメージが持ちづらく、目標や計画の設定・評価など職場の負担を大きくするのではないかと感じる場合があります。しかし、かたちや形式的な手順にとられることなく、リスクアセスメントの行動計画のみに絞って計画設定するなど、自分たちの職場の実情や実態に則して順次OSHMSに移行し、実践・運用の中で改善・定着を図るなど、取り組みやすいところから始めることが大切だと感じました。ここで、OSHMSの導入に向けて、いくつかのポイントについて部分的に取り上げてみます。



1. 体制の整備・確立について

まず、体制の整備・確立が必要です。厚労省「指針」の第7条や右図でも示しているように、体制については、①総括安全衛生管理者などシステム管理責任者を決定する、②システム各管理者の役割、責任や権限を決め、労働者やその他関係者に周知する、③システム運用責任者や推進者などOSHMSに関わる必要な人材や予算を確保する、④安全衛生計画を作成する者や危険性や有害性等を調査する者などに対して、システムの意義やシステムを運用する上での法令遵守や留意事項など、マネジメントシステムに関する教育を行う、⑤OSHMSに従って行う措置の実施にあつ



ては安全衛生員会等を活用することがポイントです。体制の確立については、既存の安全委員会や安全衛生委員会等の体制を上手に活用したり、まだ安全衛生委員会等が設置されていない事業場においては、OSHMSの導入を契機に合わせて設置してはどうでしょうか。

2. 安全衛生方針の作成・表明について

何と言っても、企業や事業場、職場などのトップ自らが、労災防止の取り組みへの強固な意志や意気込みなど安全衛生に対する方針を全体朝礼や社内放送、職場巡回、掲示等で表明し、労働者にその姿勢や決意を伝えさせることがOSHMSを推進させる秘訣です。トップが安全衛生方針の内容を表明する際に求められることとしては、下図のようになります。しかし、トップが人材や経費の面から消極的な場合、労働

トップ自らの安全衛生に対する姿勢

- (1) 労働災害の防止を図ること
- (2) 労働者の協力のもとに安全衛生活動を実施すること
- (3) 法令等を遵守すること
- (4) OSHMSに従って行う措置を適切に実施すること

者の安全を守るのはトップの責任とし、事故や災害によって企業が受ける影響について、①人的損失、②労働者の動揺、不安拡大、士気の低下、③事業活動の中断による顧客離れやシェアの喪失、④他企業や地域、社会からの信頼や信用の失

墜など、企業経営に大きな支障を来す恐れがでることなどを伝え、OSHMSの導入を図ります。

3. 目標・計画の立て方について

安全衛生の目標については、①安全衛生方針を踏まえて職場全体で取り組む目標、②事業場や職場の安全衛生計画の各実施項目ごとの目標、の2つに大別されます。ここでは、より具体となる事業場や職場の目標の立て方に絞ります。目標は、実施項目ごとに、実施目標（回数や頻度などどれだけ実施するか）と達成目標（実施して改善度がどこまで到達させるか）を設定します。実施目標は量的なもの、これに対して到達目標は質的なものと考え、職場が一丸となって取り組むようにします。

計画を立てるということは、①目標に向けて、②計画を確実に実施し、③達成させる、ということを用意したもので、目標とは一体的なものです。ですから、OSHMSを初めて導入するにあたっては、事

計画を立てるときのポイント

- 職場の安全のリスクや弱い点などについて整備・改善する。
- (1) 職場の問題等を踏まえていること。
 - (2) 実態実態をとらえて達成目標を設定すること。
 - (3) 過去の労働災害の再発防止をしていること。
 - (4) 今までより安全衛生水準の向上を図ること。

業場や職場の実態を踏まえてた目標・計画を立てることが最も重要です。既に導入している職場であれば、前年度の問題や未達成目標を踏まえて計画を立てるようにします。例えば、①回転体が多くて挟まれ巻き込まれの危険性がある、②多種類の化学物質を使用し、ばく露が怖い、③重量物を

扱うため、腰痛になる、などの職場状況では、次図のよう計画が考えられます。

この実施項目に沿って実施目標、達成目標を設定すれば計画が立てられたことになります。実施項目には、①事業場や職場における課題・問題点を解決し、新たな課題に取り組む「問題解決型」、②定期的、行事的に実施し、効果を出す「行事実効型」の2つの型があります。

重点実施項目	実施項目
リスクの低減	回転体のリスクアセスメント実施 科学物質のリスクアセスメント実施
腰痛防止	腰痛予防教育の実施 腰痛予防体操の実施

4. 記録は、OSHMSの仕組みがあっても記録が残されていないという場合もあるので、システムの改善や継続化を図るため、紙媒体でも電子化でも良いので保管期間を決めて残すべきとの説明でした。



OSHMSは、どこからでも実施できる！

労働災害の反省をもとに改善に向け計画を！

安全衛生方針や労働災害の実態等をもとに、実際に安全衛生計画を立てる演習を行いました。以下に演習で用いた労働災害の状況と安全衛生計画の実施計画の例を抜粋して、今後、これに対してどのような計画や目標を立てたのか、具体を通してその内容を紹介します。

前年度の反省について

1. 労働災害について

■休業災害・・・1件 ■不休災害・・・4件

■休業災害について

- ・フォークリフトと作業者が接触し、足を轢かれた。

■不休業災害について

- ・暗い通路で電気をつけずに部品を搬送し、はみ出したパレットにつまずき転倒をした。
- ・耐熱手袋をつけずに高温部にふれて火傷をした。
- ・作業場の油の付着があり、滑って転倒した。
- ・機械の回転にカバーがなく、作業者が修理中に稼働させ手を挟まれた。

2. 安全衛生計画の実施状況について

■実施目標・・・100% 全体達成目標・・・70%達成

■未達成項目

- ・ヒヤリハット対応率・・・目標100%に対して、実績は90%
- ・職場巡視での改善・・・改善率は目標90%に対して、実績は80%

こうした前年度反省に対して、改善に向けて次のような計画、実施目標、達成目標などが考えられるかを例示します。実施目標と達成目標の違いは、先述したように実施目標はあくまで実施の回数や頻度であり、達成目標は実施によってどれだけ改善されるかを目標としています。例えば下の表では日常的な安全活動の実施として巡回指導を隔週1回実施し巡回で指摘した事項の85%は改善するというのが到達目標。

重点実施項目		実施事項内容	実施目標	達成目標
前 年 度 の 反 省	労働災害再発防止	フォークリフト作業のリスクアセスメント実施	上期に実施	設備改善20%
		通路へのセンサーライトの設置	6月までに設置	全10箇所設置
		不安全行動防止パトロールの実施	1回/月	該当者指導100%
		危険予知（KY）活動の実施	全職場毎朝実施	実施率100%
		5S活動の周知徹底と巡回指導	1回/週	改善率90%
	回転体、可動部の安全装置の確認と対策実施	上期全職場確認	改善率100%	
	日常的な安全活動の実施	ヒヤリハット活動の継続的实施	1件/人/月	対応率100%
	職場巡回の実施	1回/隔週	改善率85%	

研修会の最後に参加者から、OSHMSの導入はトップの理解や協力が不可欠、人材不足で負担が増し労働者側の理解も必要、安全面だけではなく衛生面の強化も重要などの意見が出されましたが、同時にOSHMSを実施する意義や必要性を痛感しました。OSHMSの構築にあたっては、職場内の共通理解をはじめ課題は多々ありますが、施設設備の改善は勿論のこと、職場の安全対策に対する注意力、観察力、危険に対する感受性を高めることなど、この仕組みは労災防止には欠くことは出来ません。OSHMSは、危険回避の意識を持つことを習慣化し、常に安全な行動を取れるようにする労働災害防止の有効な仕組みで、どの職場においても少なからず実施しています。ですから、大上段に構えることなく事業場や職場の実態に合わせ、組織一体となって出来るところから始め、スリム化して継続的に取り組んでいきたいものです。